



熊本県公報

号外 第 1 2 号
平成 23 年 3 月 31 日(木)
(毎週 火・金発行)

目 次

条 例

- 熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例…………… (税務課) 1

本号で公布された条例のあらまし

- ◇ **熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例**
 - 1 過疎地域内における県税の課税免除の対象となる施設の取得期限を 2 年間延長することとした。(第 4 条の 2 関係)
 - 2 半島振興対策実施地域内における県税の不均一課税の対象となる施設の取得期限を 2 年間延長することとした。(第 4 条の 4 関係)
 - 3 離島振興対策実施地域内における県税の課税免除の対象となる施設の取得期限を 2 年間延長することとした。(第 4 条の 7 関係)
 - 4 企業立地促進法に基づく同意集積区域内における県税の課税免除の対象となる計画の同意期限を 2 年間延長することとした。(第 4 条の 1 3 関係)
 - 5 その他規定の整備を行うこととした。(第 4 条の 4、第 4 条の 7、第 4 条の 1 3、附則第 2 項関係)
 - 6 この条例は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行することとした。

条 例

熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成 2 3 年 3 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第 2 8 号

熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例
 熊本県税特別措置条例(昭和 3 9 年熊本県条例第 5 号)の一部を次のように改正する。
 第 4 条の 2 第 1 号ア中「平成 2 3 年 3 月 3 1 日」を「平成 2 5 年 3 月 3 1 日」に改める。
 第 4 条の 4 第 1 項第 1 号中「平成 2 3 年 3 月 3 1 日」を「平成 2 5 年 3 月 3 1 日」に改め、同条第 2 項中「又は前条」を削る。
 第 4 条の 7 第 1 項第 1 号ア中「平成 2 3 年 3 月 3 1 日」を「平成 2 5 年 3 月 3 1 日」に改め、同条第 2 項中「、第 4 条の 3」を削る。
 第 4 条の 1 3 第 1 項中「平成 2 3 年 3 月 3 1 日」を「平成 2 5 年 3 月 3 1 日」に改め、同条第 2 項中「、第 4 条の 3」を削る。
 附則第 2 項中「平成 2 3 年 3 月 3 1 日」を「平成 2 4 年 3 月 3 1 日」に改める。
 附 則
 この条例は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。